

区役所改革担当

外郭団体に対する関与の在り方の見直しの方向性について

1 経緯

令和 6 年度、区は、外郭団体に対する関与の在り方を見直し、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（以下「財団」といいます。）、社会福祉法人港区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）及び公益社団法人港区シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」といいます。）の指定を全て解除するとともに、外郭団体の経営状況を評価する港区外郭団体経営評価委員会（以下「経営評価委員会」といいます。）による経営評価を終了することとし、これらに伴い、港区外郭団体指導監督要綱及び港区外郭団体経営評価委員会設置要綱を廃止することとしました。

しかしながら、外郭団体に限らず、区が支援する様々な団体と区との関係性についても総合的な整理が必要であり、区としてより慎重な議論を行うため、同年度中にこの見直し内容の実施を取り止め、改めて検討することとしました。

2 現時点における課題の整理

（１）区の支援団体の多様化を踏まえた整理の必要性

区は、外郭団体以外にも多様な団体を支援していますが、支援する団体が多様化していることを理由に外郭団体の指定を解除するのではなく、外郭団体やその他の団体の特性や区との関係性等を改めて検証します。

（２）区と外郭団体で経営管理の取組が重複

毎年度の区の補助金審査や経営評価委員会において、区と外郭団体とで財務状況や事業進捗等の確認が重複している部分があります。

区としては、重複解消のために経営評価委員会による評価を終了するのではなく、それぞれの取組の意義を整理して見直すこととします。

3 見直しの方向性

（１）外郭団体への区の関与について

現行の外郭団体に対する区の関与については、以下のとおり、引き続きその必要性が認められることから、区の関与を継続し、適切な関与の在り方を検討することとします。

ア 財団について

財団は、区が25%以上の出えんを行う唯一の団体です。

区による出えん金は、補助金等の財政支援よりも長期的かつ構造的な支援といえることから、財団に対しては、区による経営への関与が必要です。

イ 社会福祉協議会及びシルバー人材センターについて

社会福祉協議会及びシルバー人材センターは、それぞれ社会福祉法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、行政を補完するという外郭団体の本来の役割が強く求められていることから、いずれも、区による継続的な支援と併せて経営への関与が必要です。

(2) その他の団体との関係性について

外郭団体に該当しない団体と区との関係性については、団体の特性や区の支援の目的のほか、各団体の自主的な運営とのバランスや各団体等の実態を踏まえながら、引き続き多角的に検討し、総合的に整理します。

(3) 経営評価の役割の整理について

ア 毎年度の財務状況確認は継続

区による毎年度の補助金審査における財務諸表等の確認は、経営管理の重要な取組であり、今後も継続します。

イ 経営評価委員会の役割の見直しと区の行政計画との連動

経営評価委員会による評価について、従来の毎年度の実施から、原則として、外郭団体が策定する経営計画の最終年度の実施に変更します。併せて、外郭団体の経営計画の開始年度及び期間について、MINATOビジョン等の区の行政計画と合わせることで、双方の計画が連動できるように、区と外郭団体で調整を図ります。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月～ 本方向性に基づく見直しの検討

12月 総務常任委員会、保健福祉常任委員会、区民文教常任委員会

令和9年 4月 見直し後の運用開始